

## ふくい教育博物館（仮称）展示設計業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

福井県では、教育研究所の移転にあわせ、福井の教育の歴史から現在の取り組みまでをテーマ別に映像・展示で発信するふくい教育博物館（仮称）を整備する。

広く県民が学校生活の懐かしさや郷土への愛着を深められる展示施設とする。また、県内教育関係者や県外からの教育視察者などが、福井ゆかりの教育者や学力・体力トップクラスの福井独自の取り組みについて、理解を深められる展示内容とする。そのため公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、展示設計委託先の選定を行う。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

ふくい教育博物館（仮称）展示設計業務

#### (2) 内容

ふくい教育博物館（仮称）の整備にかかる展示設計等の作成

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成28年10月21日まで

#### (参考) 整備場所

旧春江工業高等学校（福井県坂井市春江町江留上緑8-1）

### 3 予算限度額等

展示設計 7,560千円（税込）

（参考）企画提案は、展示工事費104,000千円（税込）を限度とすること。

### 4 応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成18年4月以降に開館（リニューアルを含む）した、展示面積が600㎡以上の博物館等に関する展示設計業務実績（契約期間中のものを除く）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- (4) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に

よる再生手続きの開始申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申し立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てがおこなわれている者でないこと。

(5) 一級建築士事務所登録をしている者であること。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記4の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

## 6 提出書類

(1) 受審資格認定申請に関する資料

次に掲げる内容を記載した受審資格認定申請書等（添付書類を含む） 1部

（様式1）受審資格認定申請書

（様式2）会社概要書

（様式3）同種業務実績

（様式任意）業務実施体制等

（様式4）配置予定技術者の経歴等

記載に関する留意事項

提出書類	留意事項・添付書類
受審資格認定申請書（様式1）	<b>【添付書類】</b> (1) 国税納税証明書（その3の3）（税務署が過去3ヶ月以内に発行したものの写し） 1部 (2) 都道府県税の全税目に滞納がない旨の納税証明書（都道府県税事務所等が過去3ヶ月以内に発行

	<p>したもの（の写しで、支店等に権限を委任する場合は、当該支店などにかかるもの） 1部</p> <p>※都道府県の発行する納税証明書が税目・期間ごとの証明の場合は、「法人事業税」「法人都道府県民税」の直前1期分の証明書とする。</p>
会社概要書（様式2）	<p><b>【添付書類】</b></p> <p>(1) 会社案内等のパンフレット 1部</p> <p>(2) 登記簿謄本（写） 1部</p> <p>(3) 競争入札参加決定通知書（写） 1部</p>
同種業務実績（様式3）	<p><b>【添付書類】</b></p> <p>官公庁との契約実績にかかる契約書（写） 1部</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領4（1）に該当する実績を記載すること。また、設計を行った施設の竣工後の概要がわかるものも添付すること。</li> </ul>
業務実施体制等（様式任意）	<p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画、設計するにあたっての考え方や業務の進め方を記入すること。</li> <li>・当該業務を実施していく体制についての考え方を簡潔に記入すること。</li> <li>・再委託、技術委託等を行う場合には、企業名、担当者名（所属・役職）を記入すること。</li> </ul>
配置予定技術者の経歴等（様式4）	<p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の総括責任者および主たる担当技術者について記載すること。</li> <li>・本業務を担当する技術者ごとに作成すること。</li> </ul>

(2) 企画提案に関する資料

次に掲げる内容を記載した企画提案書（様式任意） 15部

①展示の基本的な考え方（A3：1枚）

具体的な設計図、模型、イメージパースは使用しないこと。

②ふくい教育博物館（仮称）平面図（A3：1枚）

③各ゾーンおよびエントランスのイメージパースおよび説明（A3：枚数任意）

④利用促進のための方策（A3：1枚）

⑤設計委託業務概算見積書（A3：1枚）

⑥工事費概算見積書（A3：1枚）

⑦特別なメンテナンスが必要なものの内容およびその費用（A3：1枚）

⑧設計工程表（A3：1枚）

設計業務の履行期限を10月21日としてスケジュールを記載すること。ただし、指定した完成期限を早めることが可能な場合は、そのスケジュールを記載すること。

## 7 企画提案書作成の留意点

(1) 本プロポーザルは、設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に企画提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ発注者が提示する資料に基づき、発注者と協議の上開始することとする。

本実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については無効とする場合があるので、注意すること。

(2) 提案にあたっては、「福井県教育振興基本計画」方針5に記載されたふくい教育博物館（仮称）にかかる内容を踏まえたものとし、（別紙）企画提案に際しての留意事項を参照すること。

(3) 1社1提案とする。

(4) 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

(5) 企画提案書は文章で簡潔に記述すること。

文章を補完するための概念図、写真、イラスト、イメージ図等は使用して差し支えないが、概念図等を使用した場合は、企画提案書の規定枚数に含める。

## 8 提出方法等

(1) 持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

(2) 提出期限

ア 受審資格認定申請に関する資料 平成28年6月 6日（月）16時まで

イ 企画提案に関する資料 平成28年6月24日（金）16時まで

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁教育政策課

電話 0776-20-0295

FAX 0776-20-0668

電子メール kyousei@pref.fukui.lg.jp

## 9 公告業務に関する質問事項

- (1) 公告業務に関する質問事項については、平成28年6月8日(水)16時までに電子メールで文書(質問様式)により提出すること。提出先は、8(3)に同じ。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールにより、平成28年6月15日(水)までに、すべての受審資格取得者に対して一斉に行う。

## 10 受審資格の認定期間

- (1) 認定結果については、平成28年6月10日(金)までに書面により申請者に通知する。
- (2) 受審資格の認定を受けられなかったものに対する理由の説明
  - ア 受審資格の認定を受けられなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成28年6月14日(火)16時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。
  - イ アの書面の提出があったときは、福井県は、平成28年6月20日(月)までに、当該書面を提出した提案者に対し、書面により回答する。

## 11 審査会および契約先候補者の選考等

- (1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、審査会において審査し、契約先候補者を選定する。プレゼンテーションの実施日時(6月29日(水)を予定)および場所については、受審資格認定通知とともに通知する。

なお、プレゼンテーションには企画提案書を用いることとするが、必要に応じてパソコン、プロジェクター等を使用してもよい。

また、プレゼンテーションは、企画提案内容の説明30分、質疑応答15分の合計45分を予定している。各社時間割については、別途連絡する。
- (2) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (3) 選定されなかった提案者に対する説明
  - ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、選定結果通知日の7日以内に、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。
  - イ アの書面の提出があったときは、福井県は、申請書受付後7日以内に、当該書面を提出した提案者に対し、書面により回答する。

## 1 2 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しない。なお、企画提案書を公開する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 選定された企画提案書の提案内容は、実際の設計にそのまま採用されるものではない。

## 1 3 問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁教育政策課

電 話 0776-20-0295

F A X 0776-20-0668

電子メール [kyousei@pref.fukui.lg.jp](mailto:kyousei@pref.fukui.lg.jp)